



前田里枝さん

解雇理由書も示さない

上司の気分次第で派遣社員を解雇

ことなのでしょか。
六年近く都合よく働かせ、いきなり解雇を宣告しておきながらその解雇理由さえきちんと説明出来ないとは、いかにNTTマーケティングアクト

反していることもさることながら、一番許せないのは、NTT西日本四国とNTTマーケティングアクトが派遣社員の人権を無視し、会社側の都合どころか、上司の気分

次第で派遣社員の人権を弄んでいることです。
働く者の人権を無視し、使い捨てにする企業が、お客様に対して責任を持ち、社会に対して貢献する企業と言えるでしょうか。
このような行いが許されているものでしょうか。
大企業としての良心を取り戻し、働く者の人権を尊重し、すぐに労働者派遣法違反を改めていただきたいと思います。

派遣元NTTマーケティングアクトに解雇理由証明書を求めたところ、「すぐには出せない」と言われました。「いつなら出

せるのですか」と尋ねたら「出せるようになったら連絡します」との回答。解雇を告げておいて理由がすぐ出せないとはどういう労働者派遣法に違

不法な雇用止め撤回せよ

◇ 6年も派遣続けて契約解除



東四国(徳島)116センタで働く通信労組の前田里枝組合員に対し、マーケティングアクト社は、九月末での雇用止めを通知してきました。



徳島116センタ
前田組合員への
雇用止めは不法

前田さんは、二〇〇一年の十月から徳島116センタで派遣労働者として働いてきており、その期間は九月で六年にもなります。

が、前田さんは、116の中心業務である受付呼数は上位であるうえ、売上げでも過去には表彰を受けるほどの成績を上げてきました。一時期の売上げ低下を理由に、六年間も働いてきたベテラン労働者を雇用止めにするのは、道理も根拠もありません。

派遣先の労働者「選定」は違法

前田さんの雇用止めの理由は、派遣先であるNTT西日本一四国の意向です。七月には、派遣先の上司から売上げ低下による雇用止めを匂わす話が

NTT西日本一四国は、マーケティングアクト社との間で労働者派遣の契約を結んではいませんが、派遣される労働者を選定することはできません。

されており、派遣元のアクト社も派遣先の意向で雇用止めとすることを認めています。

派遣先のNTT西日本一四国が前田さんの派遣を拒否することや、派遣元のマーケティングアクト社がそれに従い派遣を止めるなどは明確な法違反行為です。



NTTグループはCSRをはたせ

社会的責任

契約内容にも反する雇用止め

前田さんは派遣元のマーケティングアクト社と雇用契約書を交わしています。契約書には、雇用更新の可能性が「有」と明記されているほか、雇用更新時に、(イ)雇用期間満了時の業務の有無、(ロ)会社の経営状況、(ハ)雇用者の職務能力、就労態度、健康状態、によって判断するとされています。マーケティングアクト

社は、現在もNTT西日本一四国との派遣契約を継続しており、

合理的理由のない解雇は違法

前田さんの雇用契約は、短期の有期雇用契約ですが、これまで更新を重ねて六年も働いてきました。こうした契約は、期間の定めのない契約と同様と見なされ、解雇には正当な理由と手続きが必要です。

労働基準法第十八条は、労働者を解雇するに当たり、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められない場合

そこでの派遣社員の応募も行なっています。経営状況にも問題はなく、前田さんの職務能力、就労態度、健康状態にも問題はありません。こうした契約条項に反する雇用更新の拒否には全く根拠がありません。

は、解雇権の濫用として無効としています。派遣元には、前田さんを解雇しなければならぬ合理的な理由などなく、この雇用止めは当然無効です。



■ 派遣労働者の皆さん ----- あなたの職場でも法違反はありませんか。
NTTグループ職場で働く派遣労働者のみなさん。あなたの職場では、こうした法違反は行なわれていませんか。通信労組は、皆さんと共に、こうした問題の解決に取り組めます。お気軽に、ご相談ください。



TEL 03-5355-7931/fax 03-5355-7930

メール koetcwu@gmail.com

NTT西日本一四国には直接雇用の法的義務が

労働者派遣法は、派遣労働者の常用代替を禁止しており、そのため業務別に派遣期間の制限を設けています。一般的な業務の派遣期間は、最長で三年とされています。派遣元は、それを超す場合には、派遣労働者に雇用契約の申込みをしなければなりません。前田さんが行なってきた116でのテレマーケティングの営業業

務は、専門的な業務に指定されており、派遣期間に制限はありません。しかしその場合でも、派遣期間が三年を超え、派遣先で新たな雇い入れがある場合は、派遣労働者への雇用の申込みが派遣先に義務付けられています。NTT西日本一四国や前身のマーケティングアクト四国では、二〇〇二年五月以降、五〇歳を超える社員の

再雇用を受け入れてきており、この雇用の申込み義務が発生しています。派遣先のNTT西日本一四国は、前田さんの契約更新を拒否する前に、直接雇用の申込みをしなければならぬのです。そして派遣元のマーケティングアクト社は、派遣先会社法を遵守し、雇用申込みを行なうよう求めることが先決です。

全労連・通信産業労働組合

◆〒156-0043東京都世田谷区松原3-41-15NTT松沢別館2F 連絡先03-5355-7931 FAX03-5355-7930